

新小学校学習指導要領の第1章総則第3の3に「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において（中略）適切に定めるものとする。」と示されていますが、どのように考えればよいでしょうか。

【要点】

次の3点を基本として考えることが大切です。

- 1 授業の1単位時間を何分にするかについては、指導の効果の観点から慎重に決定すること。
- 2 10分間程度の短い時間を活用して学習活動を行い、時数としてカウントする場合は、当該教科や学習活動の特質に照らし、妥当かどうかの教育的な配慮に基づいて判断すること。
- 3 授業時間の設定や年間の授業時数が児童生徒の過重負担にならないようにすること。

【解説】

従来、小学校は45分、中学校は50分を常例とするとしていた1単位時間は、現行学習指導要領において、従前の規定を一步進めて「児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」となりました。今回は、学習指導要領の規定としては変更はありませんが、総則編の解説において『10分程度の短い時間』について細かな例示が追加されるなど、各学校において創意工夫を生かして弾力的な時間割を編成することが可能であることを示しています。

その際に、以下の3点を基本とします。

1 授業の1単位時間を何分にするかについては、指導の効果の観点から慎重に決定すること。

日常の授業を1コマ何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめ、学習活動の内容等を考慮し、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。

2 10分間程度の短い時間を活用して学習活動を行い、時数としてカウントする場合は、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいて判断すること。

具体的な学習活動の例として、算数、数学の計算、国語の漢字、外国語の英単語等の反復練習等が考えられます。いずれの場合も該当学年の学習内容にふさわしいものとすべきです。

なお、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません。また、自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動になります。

3 授業時間の設定や年間の授業時数が児童生徒の過重負担にならないようにすること。

例えば、小学校において第1時間目の15分を使って理科の実験を行い、1時間目の45分と合わせて60分の授業としてカウントすることはできますが、その頻度があまりに多すぎる場合、児童の負担は大きくなると思われます。年間の授業時数についても、標準時数を大きく上回ることがないように、児童生徒への負担を考慮する必要があります。

なお、10分間程度の学習活動についても、時数としてカウントする場合は指導計画に位置付けていることは、言うまでもありません。

小学校・解説（総則編）P40～P42，中学校・解説（総則編）P42～P44参照